

(電子提供措置の開始日) 2026年7月2日

第30回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

■ 連結注記表 .....	1
■ 個別注記表 .....	19

株式会社ラクーンホールディングス

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲等に関する事項

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ラクーンフィナンシャル  
株式会社ラクーンコマース

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～27年

工具、器具及び備品 4～20年

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

### ③ 引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (ロ) 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

#### (ハ) 求償債権引当金

求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する求償債権から直接控除しております。

#### (ニ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

#### (ホ) 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (ヘ) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、事業会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「EC事業」及び「フィナンシャル事業」の2つを報告セグメントとしております。

#### (イ) EC事業

EC事業は主に、アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」を運営しております。主な履行義務は顧客間での商品売上の取引に係るサービスの提供であります。そのため、サイト上にて商品売買取引が成立した時点で履行義務が充足されると判断しており、収益を認識しております。

#### (ロ) フィナンシャル事業

フィナンシャル事業は企業間で取引できるBtoB後払い決済サービス「Paid（ペイド）」の運営、及び企業の取引先に対する売掛債権等の保証サービス「URIHO」の運営を展開しております。決済サービスにおける履行義務は顧客間で成立する取引における決済システムの提供であります。そのため、当社グループへ債権譲渡が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、収益を認識しております。売掛債権等の保証サービスにおける主な履行義務の内容は、顧客が取得した各債権に対する保証であります。保証には保証期間が設けられており、当該期間において充足される履行義務であることから、保証期間で按分して収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(ロ) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 売掛金に対する貸倒引当金の見積り計上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸 倒 引 当 金	322,630千円
-----------	-----------

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

売掛債権のうち、一定の滞納月数を超過しておらず、回収不能となる兆候が個別に見られない売掛債権については、一般債権として、過去一定期間における貸倒実績率に基づき算出した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

一定の滞納月数を超過するか回収不能となる兆候が見られる売掛債権については、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

見積もられた貸倒引当金については、今後の経済環境の変化等を評価した結果、追加で計上する必要があると判断する場合があります。

### (2) 求償債権に対する求償債権引当金の見積り計上

① 資産から直接控除した求償債権引当金

求 償 債 権	423,804千円
---------	-----------

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権のうち、回収不能となる兆候が個別に見られない求償債権については、遅延債権等として、過去一定期間における未回収実績に基づき算出した回収不能見込額を求償債権引当金として計上しております。

回収不能となる兆候が見られる求償債権については、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を求償債権引当金として計上しております。

見積もられた求償債権引当金については、今後の経済環境の変化等を評価した結果、追加で計上する必要があると判断する場合があります。

(3) 保証履行引当金の見積り計上

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
保証履行引当金 195,335千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

保証債務の保証履行に備えるため、保証契約先に対する保証枠の金額から保険による補填見込額を差し引いたリスク残高に対し、過去一定期間における履行及び未回収実績に基づき計算された保証履行引当率を乗じて算出した損失発生見込額を保証履行引当金として計上しております。

保証履行引当率は、保証債務の種別ごとに算定しております。保険による補填見込額は、保険会社との契約条件に基づき、保証先ごとに補填見込額を算定しております。

見積もられた保証履行引当金については、今後の経済環境の変化等を評価した結果、追加で計上する必要があると判断する場合があります。

(4) 投資有価証券の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
投資有価証券 822,592千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、実質価額が取得価額と比べて著しく下落した場合には、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

これらの投資有価証券の評価においては、投資先の経済環境の変化等により、翌連結会計年度の連結計算書類において投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,044,384千円、1,072,860株であります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産		
建	物	438,167千円
土	地	882,140千円
	計	1,320,308千円
② 担保に係る債務		
長期借入金 (※)		881,250千円
	計	881,250千円

( ※ ) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

##### (2) 資産から直接控除した求償債権引当金

    求償債権 423,804千円

##### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 237,808千円

##### (4) 保証債務

当社グループは営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は当社グループが提供している保証枠の金額を記載しております。

保証債務残高	76,434,205千円
保証履行引当金	△195,335千円
保証債務残高 (純額)	76,238,869千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	22,258,943	3,100	1,000,000	21,262,043
合計	22,258,943	3,100	1,000,000	21,262,043
自己株式				
普通株式(注)3、4	1,930,310	943,200	1,000,000	1,873,510
合計	1,930,310	943,200	1,000,000	1,873,510

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加3,100株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。
2. 普通株式の発行済株式の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加943,200株は、取締役会決議による株式給付信託(J-ESOP)の追加抛出による自己株式の取得による増加であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年7月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	245,499千円	12.00円	2025年4月30日	2025年7月28日
2025年11月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	225,075千円	11.00円	2025年10月31日	2026年1月13日

- (注) 1. 2025年7月26日定時株主総会の決議における配当金の総額には、株式給付規程に基づく株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式に対する配当金1,555千円が含まれております。
2. 2025年11月28日取締役会の決議における配当金の総額には、株式給付規程に基づく株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式に対する配当金1,426千円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年7月25日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年7月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	327,382千円	16.00円	2026年4月30日	2026年7月27日

(注) 2026年7月25日定時株主総会の決議における配当金の総額には、株式給付規程に基づく株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式に対する配当金17,165千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	第8回新株予約権	普通株式	1,800	-	-	1,800	1,044
	第9回新株予約権	普通株式	20,200	-	-	20,200	11,719
	第10回新株予約権	普通株式	25,000	-	-	25,000	29,546
	第11回新株予約権	普通株式	12,800	-	-	12,800	15,127
	第12回新株予約権	普通株式	21,400	-	-	21,400	32,437
	第13回新株予約権	普通株式	7,000	-	-	7,000	10,610
	第14回新株予約権	普通株式	28,600	-	-	28,600	33,561
	第15回新株予約権(注1)	普通株式	11,900	-	3,100	8,800	10,326
	第16回新株予約権	普通株式	48,500	-	-	48,500	26,272
	第17回新株予約権	普通株式	16,300	-	-	16,300	8,646
第18回新株予約権(注2)	普通株式	-	4,651,100	-	4,651,100	12,371	
合計	普通株式		193,500	4,651,100	3,100	4,841,500	191,663

- (注) 1. 第15回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。  
2. 第18回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

転換社債型新株予約権付社債及び借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後4年であります。

#### ③ 金融商品に係わるリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

##### (ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

##### (ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	10,697,194		
貸倒引当金 (※ 2)	△322,630		
	10,374,564	10,374,564	—
(2) 求償債権 (※ 3)	26,414	26,414	—
(3) 投資有価証券 (※ 4)			
その他有価証券	138,600	138,600	—
資産計	10,539,578	10,539,578	—
(1) 転換社債型新株予約権付社債	2,000,000	1,963,855	△36,144
(2) 長期借入金 (※ 5)	881,250	870,560	△10,689
負債計	2,881,250	2,834,415	△46,834

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

さらに、保証債務76,434,205千円があります。保証債務については、当社グループが提供している保証枠の金額ではありますが、市場性がないため記載しておりません。

(※ 2) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 求償債権は求償債権引当金を控除した金額が連結貸借対照表計上額となっております。

(※ 4) 市場価格のない株式等は、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
投資事業有限責任組合への出資	582,742
非上場株式	101,250

(※ 5) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	5,245,947
売掛金	10,697,194

(注) 求償債権26,414千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

(注) 2. 転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)
転換社債型新株予約権付社債	—	2,000,000
長期借入金	45,000	836,250

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	138,600	—	—	138,600
資産計	138,600	—	—	138,600

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	10,374,564	—	10,374,564
求償債権	—	26,414	—	26,414
資産計	—	10,400,978	—	10,400,978
転換社債型新株予約権付社債	—	1,963,855	—	1,963,855
長期借入金	—	870,560	—	870,560
負債計	—	2,834,415	—	2,834,415

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び求償債権

これらの時価については、取引先の状況及び入金状況等により債権を分類し、過去の一定期間における

未回収実績に基づき算出した貸倒実績率等により算出した回収不能見込額を控除することで算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント		合計
	EC事業	フィナンシャル事業	
スーパーデリバリー	3,870,593	－	3,870,593
Paid	－	1,110,435	1,110,435
その他	29,332	2,110	31,443
顧客との契約から生じる収益	3,899,926	1,112,546	5,012,472
その他の収益(注)	－	1,561,793	1,561,793
外部顧客への売上高	3,899,926	2,674,339	6,574,265

(注)「その他の収益」には、収益認識会計基準の適用範囲外(収益認識会計基準第3項)である企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく「URIHO」から生じる収益等が含まれております。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び前連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,787,681千円	10,643,201千円
契約負債	104,258	129,920

契約負債は主に、顧客間で成立した取引から生じたものであり、連結貸借対照表上、流動負債のその

他に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額 215円86銭

② 1株当たり当期純利益 39円60銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該自己株式の期末株式数 1,072,860株 当該自己株式の期中平均株式数 152,916株

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (有償ストック・オプション（新株予約権）の発行)

当社は、2026年6月11日開催の取締役会において、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### (1) 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員（執行役員）の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力及び成長速度をさらに高めることを目的として、有償にて発行するものであります。

本新株予約権には、当社の調整後EBITDAに関する権利行使条件が設定されております。2026年6月11日公表の「中期経営計画（2027年4月期～2029年4月期）」では調整後EBITDAの大幅な増加を目指しております。当該目標は、本計画の目標の早期達成と事業成長スピードを加速していくことを念頭に置いたものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数21,262,043株に対して5.93%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

#### (2) 発行の概要

##### ① 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	4名	7,200個
当社従業員	3名	5,400個

##### ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

③ 新株予約権の総数

12,600個

④ 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの発行価額は、700円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金639円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2034年6月30日までとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権者は、2027年4月期から2033年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の調整後EBITDAが下記(a)及び(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を上限として行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 調整後EBITDAが23億円を超過した場合

行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の50%まで

(b) 調整後EBITDAが30億円を超過した場合

行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の100%

なお、上記における調整後EBITDAは、2026年4月期決算における当社の決算短信に記載の算式「調整後EBITDA＝営業利益＋減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)+のれん償却費＋M&A関連一時費用＋株式報酬関連費用＋ESOP関連費用＋株主優待関連費用」にて判定するものとし、決算期変更や適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。

(ロ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(ニ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ホ) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から、上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の取得の事由及び取得条件

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(ロ) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑪ 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記②に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記⑤で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上記⑥に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記⑥に定める行使期間の末日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑧に準じて決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(チ) その他新株予約権の行使の条件

上記⑦に準じて決定する

(リ) 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑨に準じて決定する

(ヌ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- ⑫ 新株予約権の割当日  
2026年6月30日
- ⑬ 新株予約権証券の発行に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- ⑭ 新株予約権の払込期日  
2026年6月30日

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (ロ) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～27年

工具、器具及び備品 4～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。



### 3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度1,044,384千円、1,072,860株であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

建	物	438,167千円
土	地	882,140千円
計		1,320,308千円

##### ② 担保に係る債務

長期借入金(※)	881,250千円
計	881,250千円

(※) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 234,012千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ラクーンフィナンシャル	3,000,000千円
計	3,000,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,713,291千円
短期金銭債務	10千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,758,000千円

営業取引以外の取引高

受取利息 2,827千円

支払利息 267千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,930,310	943,200	1,000,000	1,873,510
合計	1,930,310	943,200	1,000,000	1,873,510

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加943,200株は、取締役会決議による株式給付信託(J-ESOP)の追加拠出による自己株式の取得であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	245,735千円
関係会社株式	7,530千円
株式報酬費用	56,494千円
賞与引当金	37,224千円
未払事業所税等	2,403千円
未払費用否認	6,091千円
減価償却超過額	11,017千円
一括償却資産	334千円
その他	182千円
繰延税金資産 小計	367,015千円
評価性引当額	△261,249千円
繰延税金資産 合計	105,766千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40,082千円
その他	707千円
繰延税金負債 合計	40,790千円
繰延税金資産の純額	64,976千円

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に係る注記  
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ラクーン フィナンシャル	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借 債務被保証 債務保証	経営指導料の 受取 (注1、2)	252,000	—	—
				配当金の受取 (注8)	450,000	—	—
				出向者人件費の 受取(注3)	504,395	未収入金	44,846
				ソフトウェアの 開発受託等 (注4)	179,226	未収入金	18,997
				資金の貸付 (注5)	8,150,000	短期 貸付金	1,400,000
				利息の受取 (注5)	2,827	未収入金	1,062
				当社の銀行借入 に対する債務被 保証 (注6)	4,081,250	—	—
				子会社の銀行借 入に対する債務 保証 (注7)	3,000,000	—	—
				グループ通算 税効果額 (注9)	78,704	未収入金	78,704

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ラクーン コマース	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金の貸借 債務被保証	経営指導料の 受取 (注1、2)	276,000	—	—
				配当金の受取 (注8)	780,000	—	—
				出向者人件費の 受取(注3)	537,913	未収入金	46,904
				ソフトウェアの 開発受託等 (注4)	23,343	未収入金	4,196
				資金の借入 (注5)	200,000	短期借入金	—
				利息の支払 (注5)	267	未払金	—
				当社の銀行借入 に対する債務被 保証 (注6)	3,981,250	—	—
				グループ通算 税効果額 (注9)	116,357	未収入金	116,357

- (注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。  
2. 子会社に対する経営指導料に関しましては、「営業収益」に計上しております。  
3. 子会社である株式会社ラクーンフィナンシャル、及び株式会社ラクーンコマースに係る人件費は当社が立替えております。これらの未収入金残高は、期末時点における人件費の未精算金額であります。  
4. 取引金額は、帳簿価額を基に決定しております。  
5. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
6. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には保証額の期末残高を記載しております。  
7. 株式会社ラクーンフィナンシャルの銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には保証額の期末残高を記載しております。  
8. 配当金の受取については、業績動向を勘案して合理的に決定しております。  
9. グループ通算税制に伴う通算税効果額の受取予定額であります。

#### 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額  | 101円16銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 27円64銭  |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該自己株式の期末株式数 1,072,860株 当該自己株式の期中平均株式数 152,916株

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

(有償ストック・オプション (新株予約権) の発行)

連結注記表の「9.重要な後発事象に関する注記 (有償ストック・オプション (新株予約権) の発行)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。